

環境影響評価審査会総会 会議録

- 1 日時：平成 25 年 12 月 27 日（金）13:30～15:30
- 2 場所：兵庫県民会館 303 会議室
- 3 議 題
 - (1) 環境影響評価指針の改正について
 - (2) 一般国道 483 号北近畿豊岡自動車道（豊岡北～豊岡南）に係る環境影響評価概要書の審査について
 - (3) 平成 24 年度事後監視調査結果報告について
 - 一般国道 178 号余部道路事業
 - 東播都市計画道路 1.4.1 号東播磨南北道路事業
 - 淡路・東浦都市計画緑地 1 号あわじ石の寝屋緑地事業
 - 淡路風力発電事業
 - (4) 報告事項
 - 関西電力姫路第二発電所既設施設の廃止時期延期に伴う環境監視計画の変更について
- 4 出席委員：服部会長、山下副会長、川井委員、近藤委員、澤木委員、菅原委員、住友委員、田中（み）委員、辻委員、中野委員、西村委員、花田委員、別府委員、益田委員、横山委員
- 5 兵庫県：環境部長、環境管理局長
 - 環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員 2 名
 - 自然環境課、水大気課、温暖化対策課、環境整備課
- 6 事業者：関電エネルギー開発株式会社、関西電力株式会社
- 7 傍聴者：3 名
- 8 配布資料
 - < 資 料 >
 - 資料 1 - 1 環境影響評価指針の改正について
 - 資料 1 - 2 環境影響評価指針
 - 資料 1 - 3 早期段階環境配慮書等作成基準、環境影響評価概要書等作成基準、環境影響評価準備書等作成基準及び環境影響評価書等作成基準の策定
 - 資料 2 一般国道 483 号北近畿豊岡自動車道（豊岡北～豊岡南）に係る環境影響評価概要書の審査について
 - 資料 3 - 1 平成 24 年度事後監視調査結果報告について
 - 資料 3 - 2 平成 24 年度東播磨南北道路事後監視調査結果報告
 - 資料 3 - 3 平成 24 年度淡路風力発電事業事後監視調査結果報告
 - 資料 4 姫路第二発電所設備更新に係る環境監視計画の一部変更について
 - 資料 5 - 1 神戸製鋼所神戸製鉄所について

資料5 - 2 名神湾岸連絡線について

< 参考資料 >

参考資料1 県公報（平成25年9月30日第3号外） 環境影響評価指針の策定
の一部改正等

参考資料2 県公報（平成25年9月30日第2号外） 条例施行規則等の一部を
改正する規則

参考資料3 環境影響評価に関する条例施行規則

参考資料4 環境影響評価に関する知事意見の形成等に関する要綱

< 事後監視調査結果報告書 >

一般国道178号余部道路事業

東播都市計画道路1.4.1号東播磨南北道路事業（2分冊）

淡路・東浦都市計画緑地1号あわじ石の寝屋緑地事業

淡路風力発電事業（2分冊）

9 議事概要

環境影響評価指針の改正について

一般国道483号北近畿豊岡自動車道（豊岡北～豊岡南）に係る環境影響評価概要書の
審査について

（前回の審査会以降に部会において審議し答申した案件《議題1及び議題2》の審議結
果等について、事務局が、資料1-1～1-3及び資料2により説明）

〔質疑なし〕

平成24年度事後監視調査結果報告について

（事後監視調査結果報告のうち ～ について、事務局が、資料3-1及び資料3-
2により説明）

〔質疑〕

（会長）

余部道路について、「調査項目がないため調査しなかった」とはどういうことか。

（事務局）

事後監視調査計画期間中であるため、毎年、調査の報告書を提出することになってい
るが、元々の計画上、平成24年度中は調査を実施しない計画となっていたため、事務
手続き上の問題で、調査を実施していない旨の報告書だけ提出してもらった。

（事後監視調査結果報告のうち ～ について、事務局がこれまでの経緯等説明。その後、

事業者が資料3 - 3により事後監視調査結果について説明)

〔質疑〕

(委員)

資料3 - 3、スライド23の騒音・低周波音について、詳しく質問させてもらう。

「現況音以下」という表示は、これはよくわからないと思う。「現況音」とは、風車が止まっているときの音ですよね。「風車が止まっているときの音」と書けばよくわかるのに、現況音と書くと、「現況」はいつなのかということもわからない。わかるように表示してほしい。

総合騒音と現況音との差が3デシベル以内の場合の補正について説明がなかったので補足説明すると、例えば、現況音というか風車が止まっているときに47デシベルで、到達騒音レベルが47デシベルだったら、同じレベルの音が2つあると、3デシベル増加するため、総合騒音は、50デシベルとなる。到達騒音が、例えば、現況音が48デシベルであった場合、総合騒音が50デシベルの場合は、(2つ合わせたら3デシベルプラスになるので)到達音は現況音よりも低いということになる。」I Sの暗騒音の補正を使われていると思う。

その場合に、ここで、現況音は定常音とみなして良いのか。暗騒音の補正をやらうと思えば、定常的な音に対しては補正をしても良いが、定常音でない、いわゆる、風車が止まっているときに変動しているような音に対しては通常は補正できない。変動音に対しては、騒音の特定ができないので、何デシベルにするかが難しい。

風速が早くなってくれば風速毎の到達騒音の大きさはファンの回転数によって決まるので、ある程度音が決まってくると思う。それの方がむしろ定常的な音であって、風速の低い方の現況音と言われている音は、定常音ではないのではないかと。そうであれば、こういう引き算、音が2音合わさってこれだけしか差がないからこれは現況音以下、という表示は、そういう意味では言葉的には抵抗がある。

ですから、むしろ、風車が止まっているときの音、と表示された方が、一般的にもしかりわかるのではないかと思う。

それから、低周波音のことだが、「心身に係る苦情に関する参照値」との比較をされている。これは環境省が言う「心身に係る苦情に関する参照値」云々の話だが、92デシベルというのは、周波数が20ヘルツまでの超低周波音と言われているものとの比較の話ですよね。例えば、風車の音というのはもう少し周波数の高い音があると思うが、環境省の物的苦情にかかる影響がある場合には、1/3オクターブバンド分析を行って、周波数毎のこの値を使い、という別表があります。1/3オクターブバンド分析をやらないのか、というのが1つ。

それから、周波数分析をして、その場合にこれを超えていると心身に係る苦情が出るかもしれないよ、という環境省が出している参照値も無視している。92デシベルと比較して問題ない、と。確かに問題ないかも知れないが、やはりもう少し正直にデータ

を出した方が良いと思う。

(事業者)

定常音については、現地付近は工場もなく静かな地域で、非定常な音は飛行機や車の
みで、それらを除外したうえでデータを処理しているの、定常音だと評価している。

低周波音については、ご指摘の事は承知しているが、事後監視調査においては、環境
影響評価書(H21)の評価基準としていたので、この数値を使っている。

その他ご意見については、今後、検討させてもらいたい。

(委員)

低周波音について、風車からこれだけ離れてG特性で92デシベルを超えることはま
ずないと思う。ですから、音は取ってこられていると思うので、レベルだけではなく周
波数分析の結果も出されてはどうか。環境省がいているような、物的苦情にかかるよ
うな音ではない、というところを証明した方が良いと思う。また、G特性の92デシ
ベル以外にももう1つの表(周波数分析結果を用いたもの)の心身にかかる云々の方にも
ひっかからない、というあたりをきっちり出された方が良いと思います。

ちょっとでも騒音をかじっている人間にはわかる。そこら辺は隠さないできちんと書
いた方が良い。

それと、データをきちんと出すことによって、風車の騒音レベルが風車が止まってい
るときと、動いている時の総合騒音と比べて大きく違っていなければ現況音というか、
風車が止まっているときの騒音も結構大きいということは皆さんわかると思う。残留騒
音はご存じですか？総合騒音、特定騒音、暗騒音、残留騒音とあって、色んな音を取り
除いたあとの、本当のベースの音を「残留騒音」と言うのだが、それを用いて評価され
ても構わないと思う。

そのようなことを、もうちょっとわかりやすく、現況騒音なんてわけのわからないこ
とを使わずに表現された方が良いと思う。

(事業者)

今後検討させていただく。

(委員)

昼間、夜間はどのような定義で分かれているか。

電波障害のところで、「電波障害の問題が生じているとされる住居地等」とは、何か
あったのか。また、「電波測定車による測定」とは、どのように測定するのか。

(事業者)

昼間は6時から22時まで、夜間は22時から6時まで。この区分は年間通じて一定
で、この時間区分毎に環境基準が異なるので、それぞれの時間区分で、環境基準を満足
しているか調査している。

電波障害については、現在、特に問題が起きているわけではない。表現上の問題。

電波調査車については、後日資料を提出する。

(委員)

景観について。報告書の50、51頁に貴船神社から撮影した写真があり、このコメントにも記載されているが、風力発電設備の2番と3番が手前に視認されていて、モニター越しのときと比べて大きく見える。これは、12基から6基に変更した際に設置位置を変更したのか、写真撮影時の画角等の問題か教えて欲しい。

(事業者)

風車の設置位置は変更していない。写真撮影時の画角等の問題である。

(委員)

猛禽類調査について、環境影響評価書時点では延べ303個体、それが、平成24年度の事後調査では延べ25個体と、著しく減っている様子が見えるが、報告書の35頁によると様々な種に対して影響があるのではないかと察せられるが、特にハヤブサがかなり影響を受けているような印象を受ける。

おそらく風車が設置されている範囲のところから別の場所を利用するようになってくる可能性もあるし、地域全体で見る必要があると思うが、このあたり、地元との鳥類の調査会を設けておられるようだが、地元ではどのような見解を持たれているか。

(事業者)

まず、環境影響評価書時点からの個体数の減少についてだが、評価書時点では、その地域でどのような猛禽類が生息しているか等現況の調査からスタートしており、調査地点、期間や調査員の数が多かった。

事後調査では、評価書時点で確認された、この地域で繁殖している猛禽類であるサシバとハヤブサの2種に絞った調査を実施しており、調査地点や期間が減少している。

なお、サシバについては、事後調査に移行後も毎年の繁殖は確認している状況である。

ハヤブサについては、評価書時点では営巣及び繁殖の成功は確認できたが、事後調査になってからは、当初の営巣地付近での営巣の実績もあるがどういうわけか繁殖には成功していない。平成21年については、繁殖途中までは成功したが、途中で失敗した。それ以降、徐々にこのあたりに寄りつかなくなっている状況である。

風車が建っているところからハヤブサの営巣地まではかなり離れており、工事による直接的な影響は少ないと考えている。

(委員)

では、地元の方々の見解はどうか。今は風車が回っていない状態での調査だと思うので、もう少し状況変化がわかるような形でデータを示して欲しい。

(会長)

これは事務局に確認したいのだが、結果報告について、この時期で24年度の結果を報告してもらっているが、実際に稼働しているのは24年12月なので、既に1年経過している。

現況の稼働済の状況だと鳥の問題などももう少し鮮明に出てきているのではないかとと思うが、報告自体は24年のものなので、今の状況の報告ではない。

報告を有効化させようと思えば、報告をもうちょっと前にやらないと、結果を反映させるのが、結局26年度になってしまう。時期的な問題はどうか。

(事務局)

事業者のデータ取りまとめの時期、あと関係市町、関係課等のやりとりもあってこういう時期になってしまう。ご指摘の点は事務局でも以前から気になっており、次回からは審査会を早く開催できるようにしたい。

(会長)

たぶん、騒音にしても鳥にしても、もっと新しいデータが出ているから、これ以上のことが出ているはずだと思うが、24年度の報告と言われるとそこに踏み込めない。

(事務局)

本件についての25年度分の調査時期は、騒音に関しては、北風時の影響を見る関係でこれからの時期になるが、鳥類については時期の問題があるので、来年度は早く審査会を開催するようにしたい。

(会長)

事業者に対しては、本日の審議内容等を踏まえ、県から報告書に対する回答が行われる。本日この時間だけで意見をまとめるのは無理なので、事務局の方で、本日質問等あった委員と調整し、報告書の内容について検討してほしい。

(事務局)

承知しました。

報告事項：関西電力姫路第二発電所既設施設の廃止時期延期に伴う環境監視計画の変更について

(事務局がこれまでの経緯等について説明。その後、事業者が資料4により計画変更案の概要について説明)

〔質疑なし〕